

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区奥戸4丁目22-2

氏名 有限会社板越商事

代表取締役 板越 幸雄

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成29年3月29日

江東区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬（保管・積替えを除く。）

3 運搬先 区長の指定する処理施設

4 作業場所 江東区の区域内

5 許可期間 平成29年4月1日 から
平成31年3月31日 まで

6 許可の条件

作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。